

横手市排水設備指定工事店及び排水設備工事責任技術者の処分に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、横手市排水設備指定工事店に関する規程（平成24年横手市上下水道事業管理規程第5号。以下「規程」という。）第10条の規定による排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）の指定の取消し及び一定期間指定の効力停止並びに排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）による排水設備工事の設計及び施工（監理を含む。以下同じ。）の不許可について必要な事項を定めるものとする。

(違反行為の確認)

第2条 上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、指定工事店に規程第10条第2項に該当する行為の疑いがあるとき又は責任技術者に規程第11条に違反する行為の疑いがあるときは、事情聴取等事実関係の調査をする。

2 前項の事実関係の調査は、同項の行為の疑いがある指定工事店又は責任技術者にてん末書を提出させ、及び同項の行為を確認した職員に排水設備指定工事店・排水設備工事責任技術者違反行為報告書（別記様式）を提出させることにより行う。

(処分基準)

第3条 指定工事店の指定の取消し及び一定期間指定の効力停止に関する基準は、別表第1のとおりとする。

2 責任技術者による排水設備工事の設計及び施工の不許可に関する基準は、別表第2のとおりとする。

3 指定工事店又は責任技術者に付された処分（指定工事店の指定の取消しを除く。）の効力は、処分された日から2年を経過した日をもって消滅する。

4 指定工事店に付された処分が指定工事店の指定の取消しのときは、当該指定工事店は、処分された日から2年を経過する日まで指定工事店の指定の申請をすることができない。

(行政指導)

第4条 第2条第1項の指定工事店の行為が横手市下水道条例（平成17年横手市条例第269号。以下「下水道条例」という。）の規定による届出義務若しくは規程の規定による事業の運営基準、工事施工に関する義務若しくは届出義

務又は責任技術者の行為が規程の規定による責任技術者の責務に違反する行為（以下「処分対象行為」という。）と認められたときは、注意書により改善指導をする。

第5条 前条の改善指導をされた指定工事店又は責任技術者が、注意書を受け取った日から10日以内に指導に従わなかったとき、又は注意書発行日から2年以内に処分対象行為を再び行つたと認められたときは、警告書により改善指導をする。

（行政処分）

第6条 管理者は、指定工事店が前条の警告書を受け取った日から10日以内に改善指導に従わなかったとき、又は警告書の発行日から2年以内に処分対象行為を更に行つたと認めたときは、指定工事店の指定の効力を停止することができる。

2 管理者は、指定工事店が不正により指定工事店の指定を受けていたとき、又は前項の処分を受けた日から2年以内に再び行つた処分対象行為が、3月以上の指定の効力停止処分に相当すると認めるときは、指定工事店の指定を取り消すことができる。

3 管理者は、責任技術者が前条の警告書を受け取った日から10日以内に改善指導に従わなかったとき、又は警告書の発行日から2年以内に処分対象行為を更に行つたと認められたときは、排水設備工事の設計及び施工を許可しないことができる。

（聴聞）

第7条 管理者は、前条第2項に規定する行政処分を行うときは、横手市行政手続条例（平成17年横手市条例第13号）第13条第1項第1号の聴聞を行う。

2 管理者は、前項の聴聞を行つたときは、調書及び報告書を作成する。

（弁明の機会の付与）

第8条 管理者は、第6条第1項及び同条第3項に規定する行政処分を行うときは、横手市行政手続条例第13条第1項第2号の弁明の機会の付与を行う。

2 管理者は、前項の弁明の機会の付与を行つたときは、調書及び報告書を作成する。

（処分審査委員会）

第9条 第6条に規定する行政処分について審査をするため、処分審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 3 委員長は上下水道部に属する事務を担当する副市長とし、委員は総務企画部長、上下水道部長、経営管理課長、下水道課長及び水道課長の職にある者をもって充てる。ただし、委員長が必要と認めるときは、臨時に委員を指名することができる。
- 4 委員長は、委員会を統括し、会議の長となる。
- 5 委員会は、委員長が招集する。
- 6 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければこれを開くことができない。
- 7 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。
- 8 委員会は、必要があると認めるときは、関係者を委員会に出席させ、意見を聴取し、又は資料を提出させることができる。
- 9 委員長は、会議終了後速やかに委員会の審査結果を管理者に報告しなければならない。
- 10 委員会の庶務は、上下水道部下水道課で処理する。

(処分の決定)

第10条 管理者は、前条第9項の規定による報告を受けたときは、指定工事店又は責任技術者の処分を決定する。

- 2 前項の処分を決定したときは、処分書により当該指定工事店又は責任技術者に通知し、及び告示する。

(処分後の排水設備工事の施工)

第11条 前条の処分を受けた指定工事店の施工中の排水設備工事は、管理者が必要と認めるときは、市の監理の下で当該指定工事店に施工させることができる。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行前に横手市排水設備指定工事店及び排水設備工事責任技術者の処分に関する要綱（平成19年横手市告示第20号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第3条関係）

違反項目	関係法令条文	違反内容	処分内容
不正指定取得	規程第3条	不正の手段により指定工事店の指定を受けたとき	取消し
事業の運営基準違反及び工事施工に関する義務違反	規程第6条第1項	下水道に関する法令、条例及び上下水道事業管理規程その他管理者が定めるところに従わず、不誠実な排水設備工事を施工したとき。	注意書 ↓ 警告書 ↓ 停止12月以内 ↓ 取消し
	規程第6条第2項第1号	正当な理由なく工事の申込みを拒否したとき。	
	規程第6条第2項第2号	適正な金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さないとき。	
	規程第6条第2項第3号	工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせたとき。	
	規程第6条第2項第4号	指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与したとき。	
	規程第6条第2項第5号	下水道条例第4条の規定に違反して、排水設備等の計画の確認を受けずに工事を施工したとき。	
	規程第6条第2項第6号	責任技術者の監理の下において工事の設計及び施工をしないとき。	
	規程第6条第2項第7号	工事の完了後1年以内に生じた故障等について、天災地変又は使用者の責めに帰すべき理由によるものでない場合を除き、無償で補修しないとき。	
届出義務違反	下水道条例第6条第1項	委任された工事の完了の日から5日以内に正当な理由がなく排水設備等工事完了届を提出しないとき。	
	横手市下水道条例施行規程第7条第1項	委任された工事の使用の日から5日以内に正当な理由がなく公共下水道使用開始等届を提出しないとき。	
	規程第9条第1項	営業所の廃止又は休止を速やかに届け出ないとき。	
	規程第9条第2項第1号	名称又は組織の変更を届け出ないとき。	
	規程第9条第2項第2号	代表者の氏名変更を届け出ないとき。	
	規程第9条第2項第3号	責任技術者の変更を届け出ないとき。	
	規程第9条第2項第4号	営業所の移転変更を届け出ないとき。	

別表第2（第3条関係）

違反項目	関係法令文	違反内容	処分内容
工事責任技術者の義務違反	規程第11条第1項	責任技術者が、所属する指定店以外の責任技術者を兼任したとき。	注意書 ↓ 警告書 ↓ 排水設備工事の設計及び施工について2年を限度として許可しない。
		下水道に関する法令、条例及びその他上下水道事業管理規程その他管理者が定めるところに従い職務を誠実に行わなかったとき。	
	規程第11条第2項	下水道条例第4条の規定に違反して、排水設備等の計画の確認を受けずに工事を施工したとき。	
	規程第11条第2項	排水設備等の新設等の工事が完了した際行われる完了検査に立ち会わなかったとき。	

